

「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050【改訂版】（仮称）」
 （埼玉県地球温暖化対策実行計画）
 大綱（案）の概要について

1 計画見直しの趣旨

本計画（当初計画）は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3に基づく地方公共団体実行計画として、2009（平成21）年2月に策定された（計画期間：2009（平成21）年度～2020（平成32）年度）。

今年度は、計画に定められた中間見直しの年度に当たっていることから、地球温暖化対策に関する国内外の動きや東日本大震災以降の社会・経済環境の大きな変化を踏まえ、改めて中期的な温室効果ガス削減目標を示すとともに、計画期間後半に取り組むべき最重点施策等を定める。

2 計画【改訂版】大綱（案）の概要

第1章 総論

2050年を見据え、中期的に実施すべき計画とする。

計画期間は、2009（平成21）年度から2020（平成32）年度までの12年間とする（当初計画と変更なし）。

第2章 地球温暖化の現状と課題

（1）本県の温室効果ガス排出量の現況及び将来予測

- ・2005年（基準年） 4,296万トン-CO₂
- ・2012年 4,396万トン-CO₂（2005年比2.3%増）

【電力排出係数悪化の影響を除いた（電力排出係数を基準年の値に固定した）場合】

- ・2012年 3,890万トン-CO₂（2005年比9.5%減）
- （・2020年（温暖化対策を講じない場合） 4,087万トン-CO₂（2005年比4.9%減））

<電力排出係数>

使用電力量1kWhあたりのCO₂排出量を表す係数。発電時の電源構成（エネルギー構成）により変動する。東日本大震災以降、大幅に悪化している。

（2）当初計画に基づく重点施策の主な実施状況

重点1 目標設定型排出量取引制度の創設

- ・2011年から、3年連続して原油換算1,500kℓ以上のエネルギーを使用する事業所を対象に制度を開始。（対象事業所のうち79%が目標削減率を達成）

重点2 建築物の環境性能の向上

- ・2009年10月から条例に基づき延床面積2,000㎡以上の建物について、「CASBEE埼玉^{キャスビー}県」による建築物環境配慮計画書の提出を義務付け。（届出のあった建物のうち約80%を環境性能が高いと評価）

重点3 自動車交通の環境負荷の軽減

- ・ 2010年度から自動車使用台数200台以上の事業者に、5%以上の低燃費車導入義務を設定。(対象事業者のうち94%が導入目標を達成)
- ・ 2009年度から用途面積1万㎡以上の大規模集客施設の事業者などを対象とした自動車地球温暖化対策実施方針を開始。(433事業所が提出)

重点4 エコライフDAYやエコポイント制度の普及促進

- ・ エコライフDAY(一日環境家計簿)は、多くの県民が参加し定着。(2011年度120万人、2012年度122万人が参加)
- ・ エコポイント制度は、導入済み団体や導入検討団体に呼びかけ、連絡協議会を開催。(18団体が参加)

重点5 ビジネススタイル・ライフスタイルの見直し

- ・ 2009年度に深夜化するビジネススタイル・ライフスタイルの見直しについて、22時以降の不要な看板の消灯などの社会実験を実施。(県内2市で実施)
- ・ 夏・冬のライフスタイルキャンペーンを九都県市で広域的に実施。(クールビズ:5月~10月、ウォームビズ:12月~3月)

重点6 太陽光発電の普及拡大

- ・ 住宅用太陽光発電については、県独自の補助を実施。(2009年度から2013年度までで約34,000件に補助)
- ・ さいたまスーパーアリーナなど県有施設への太陽光発電設備を率先導入。(2009年度から2013年度までで約2,400kW分を導入)

重点7 みどりと川の再生

- ・ 「彩の国みどりの基金」を活用した水源地域の森林整備や里山・平地林の再生等を実施。(2013年度までに5,060ヘクタールの森林を整備・保全)
- ・ 「水辺再生100プラン」の着実な実施。(県土整備部70箇所、農林部30箇所)

第3章 目指すべき将来像

埼玉県は、首都東京に隣接し発達した公共交通機関や道路網を持つ都市の魅力と、水と緑に恵まれた田園の魅力をも併せ持ち、「埼玉県5か年計画―安心・成長・自立自尊の埼玉へー」においても、その魅力をさらに高めることにしている。

このことを踏まえ、将来像としておよそ2050年に本県の目指す姿を次のとおりとする。

〔 再生したみどりと川に彩られた低炭素な田園都市の集合体 〕

(当初計画と変更なし)

第4章 温室効果ガスの削減目標

【当初計画】

2020年における埼玉県の温室効果ガス排出量を2005年比 25%削減する
(うち需要側の削減努力 21%、電力等供給源側対策 4%)

見直しの背景

原発停止に伴う火力発電増の影響により電力供給側CO₂排出量が増加
(その影響は、県民・事業者側のこれまでの削減努力を上回る大きさ)

目標の考え方

- 県民や事業者など電力需要側のCO₂削減・省エネ努力は、原発停止に伴う火力発電増とは別個の課題
- 国のエネルギーミックスや温室効果ガス削減目標が不透明な中、目標を大きく変更する時期ではない。



原発の動向に影響されず、県民や事業者など電力需要側が責任を持てる部分に特化



【見直し後の目標】

2020年における埼玉県の温室効果ガス排出量（需要側）を
2005年比 **21%削減**する

毎年の温室効果ガス排出量の公表にあたっては、目標達成状況を評価するために「電力需要側だけの排出量」を示す。さらに、地域総ぐるみで一層の排出量削減に向けた協力を求めるために「電力供給側も含めた排出量」を把握・広報する。

* 目標達成状況の評価に際しては、需要側の削減努力を適切に反映するため、電力排出係数は、基準年である2005年度の東京電力の実排出係数に固定。

第5章 地球温暖化対策の進め方（計画期間後半における最重点施策）

（1）3つの推進方策

ア 地域総ぐるみでの対策の推進

埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく地域総ぐるみでの対策の推進。

イ 低炭素社会実現に向けた好循環の創出

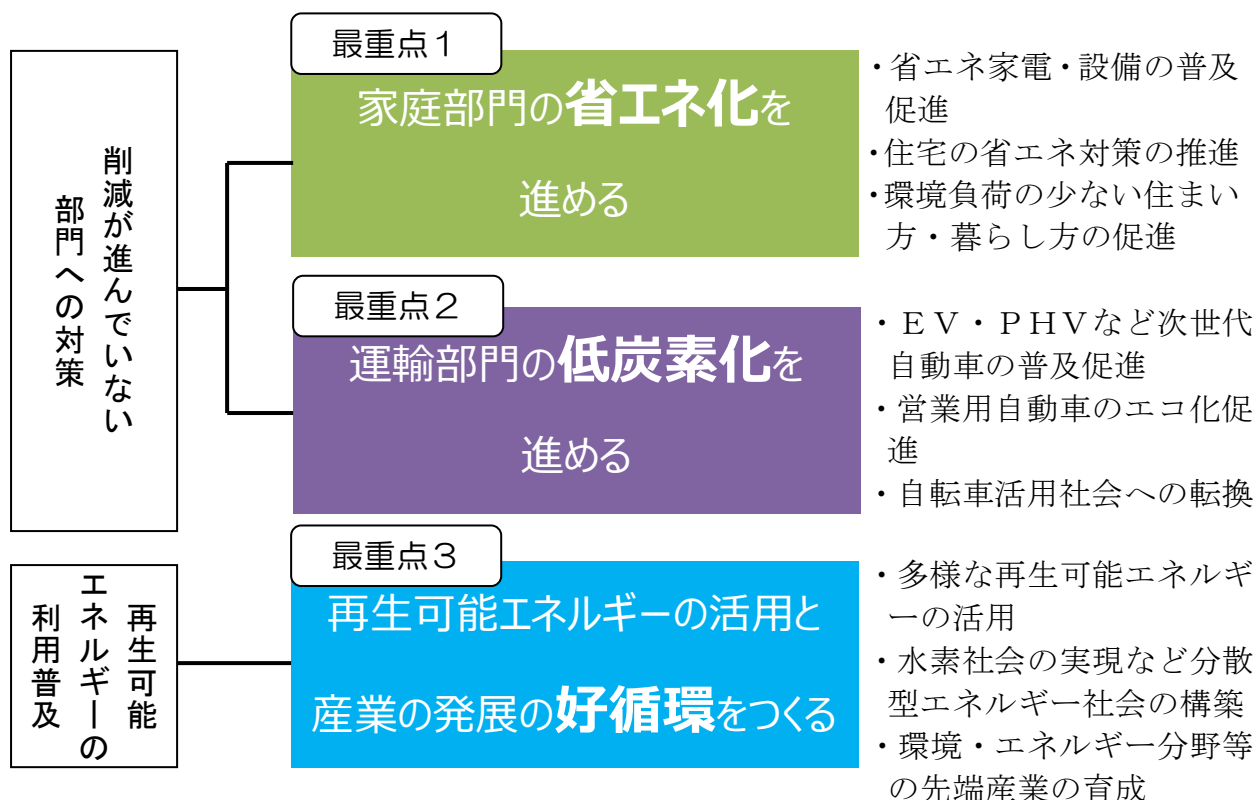
県民の地球温暖化に対する意識改革と、企業の技術・商品開発やビジネススタイルの変革の好循環を生み出す。また、環境・エネルギー分野の先端産業を育成し、環境と産業発展の好循環の創出を目指す。

ウ 広域的な温暖化対策の推進

市町村との連携強化を図るとともに、九都県市首脳会議「地球温暖化対策特別部会」等を活用した広域的な取組を進め、ムーブメントを全国へ拡大する。

（2）計画期間後半の最重点施策

削減が進んでいない部門における対策を強化するとともに、再生可能エネルギーの利用普及を図る。



第6章 温暖化対策の7つのナビゲーション

ナビゲーションⅠ 低炭素型で活力ある産業社会づくり

《県内企業の対策促進・支援の充実》

中小企業等に対する各種支援の充実に努めながら、省エネルギー・CO₂削減を促進する。

- ・ 中小企業E S C O事業*の推進
- ・ 事業者の省エネルギー・CO₂削減取組の普及啓発
- ・ 事業者の省エネルギー対策を促進するインセンティブの付与 など

*E S C O（エネルギー・サービス・カンパニー）事業：事業所の省エネルギー化に要する設備改修費用等を光熱水費の削減分で賄う事業

《大規模事業者への対策》

大規模事業者を対象とした目標設定型排出量取引制度の推進を図るとともに、県自らの事業活動の省エネルギー・CO₂削減を進める。

- ・ 目標設定型排出量取引制度の推進
- ・ 県立がんセンター新病院を核としたエネルギーネットワークの構築
- ・ 上水道における省エネの推進 など

《低炭素社会をリードする産業の育成》 **最重点3**

今後成長が期待される環境・エネルギー分野や次世代自動車分野において産業育成を支援し、新たなビジネスチャンスを開くことにより、産業の発展につなげる。

- ・ 先端蓄電システムの研究開発
- ・ 次世代住宅分野の研究開発
- ・ 環境関連ビジネスの振興 など

ナビゲーションⅡ 低炭素型ビジネススタイルへの転換

《業務・オフィススタイルの見直し》

オフィスや店舗などで働く人たちの意識や行動について、地球温暖化対策の視点からの見直しをさらに促進する。

- ・ グリーンITの推進
- ・ グリーン調達による特定備品の更新整備
- ・ 3R（Reduce（発生抑制）, Reuse（再使用）, Recycle（再生利用））の推進 など

《建築物・設備の低炭素化》

新築・既存を問わず、建築物や設備の省エネ・環境性能の向上を図るとともに、低炭素型の建築物等が正しく評価され、優良な都市のストックとして蓄積される仕組みをつくる。

- ・ 新築建物における省エネ・環境性能の向上
- ・ 商店街の省エネ化の促進

- ・ 低炭素建築物新築等計画の認定

など

《運輸・物流の低炭素化》

最重点2

EV・PHVなど次世代自動車の普及を促進するとともに、自動車利用や物流の合理化、自転車を活用した社会への転換を図り、自動車走行量の削減を目指す。また、渋滞解消など交通流の円滑化を進め、運輸部門における低炭素型ビジネススタイルへの転換を支援する。

- ・ EV・PHVタウン構想の推進
- ・ 充電インフラの整備促進
- ・ 公共交通機関の利用促進
- ・ 自転車道、駐輪場の整備

など

ナビゲーションⅢ 低炭素型ライフスタイルへの転換

《ライフスタイルの見直し》

最重点1

家庭部門の省エネ・省資源のライフスタイルの更なる普及・定着を進めるとともに、省エネ家電や設備、住宅の一層の普及を通じて、生活の質を低下させることなくCO₂排出量の削減を目指す。

- ・ 省エネ家電の買い替え促進
- ・ 省エネ設備の導入促進
- ・ ルームシェア、ホームシェア等新たな住まい方の活用
- ・ 省エネ性能の高い住宅（認定長期優良住宅や認定低炭素住宅等）の普及促進

など

《CO₂排出量の「見える化」と削減行動の促進》

日常生活や消費行動時にCO₂排出の少ない行動を選択できるよう、^{ヘムス}HEMS*の普及などによりCO₂排出量の見える化を促進する。また、意識啓発や経済的インセンティブなど多様な手法により家庭や地域におけるCO₂削減行動への動機付けを高める。

- ・ 埼玉（WEB）版家庭のエコ診断の推進
- ・ エコライフDAY（一日環境家計簿）の推進
- ・ CO₂削減行動を促進するインセンティブの検討

など

*HEMS（ホーム・エネルギー・マネジメントシステム）：創エネ機器・蓄エネ機器・家電などをネットワーク化し、エネルギー使用量を管理・制御できる装置

ナビゲーションⅣ 低炭素で地球にやさしいエネルギー社会への転換

《太陽エネルギーの導入促進》

最重点3

快晴日数日本一という本県の特性を活かして、太陽光発電や太陽熱利用システムの導入を促進し、経済の好循環をつくる。

- ・ 住宅用太陽光発電の普及促進や大規模太陽光発電の設置促進
- ・ 避難所や防災拠点等における再生可能エネルギー等の導入支援

- ・ 県有施設への太陽光発電の率先導入 など

《多様なエネルギー源の活用》 **最重点3**

バイオマスや廃棄物など、身近で多様なエネルギー源や「究極のエネルギー」と言われる水素の活用とその普及を図る。

- ・ 次世代エネルギー「水素」社会の実現
- ・ 分散型エネルギーシステムの埼玉モデル
- ・ バイオマスエネルギーの普及推進 など

ナビゲーションV 低炭素で潤いのある田園都市づくり

《低炭素型まちづくり》

環境にやさしく、高齢者や子育て世帯も安心して快適に暮らせる田園都市を目指して、エネルギー大量消費型のまちづくりからの転換を図る。

- ・ エコまち法の活用などによる都市の低炭素化の促進
- ・ ヒートアイランド対策の推進
- ・ EV・PHVタウン構想の推進 など

《みどりと川の再生》

生活にゆとりと潤いを与える身近な緑や水辺の保全を積極的に進め、緑や清流に囲まれた地球にやさしい豊かな田園都市の形成を図る。

- ・ 「彩の国みどりの基金」の活用などによる身近な緑の保全・創出
- ・ 県営公園の整備等による緑の拠点づくり
- ・ 清流の復活・安らぎと賑わいの空間創出 など

ナビゲーションVI 豊かな県土を育む森林の整備・保全（CO₂吸収源対策）

CO₂吸収源対策として大きな効果のある森林の整備・保全について、林業の振興や県民参加による取組、木材利用の拡大などを通じて積極的に取り組む。

- ・ 適正な森林整備の推進
- ・ 県民参加の森林づくりの推進
- ・ 「彩の国みどりの基金」を活用した森林の保全・活用 など

ナビゲーションVII 低炭素社会への環境教育の推進

《児童・生徒への環境教育》

将来の低炭素社会の担い手となる児童・生徒の環境教育の一層の充実を図る。

- ・ 再生可能エネルギー普及のための高校生地域貢献
- ・ 環境に関する体験学習など学校教育における環境学習の充実
- ・ 教員の環境教育指導力向上 など

《環境学習の地域展開》

地球温暖化防止に関する生涯学習を進めるとともに、子どもたちを通して大人の意識や行動も変わっていくような、広がりのある環境学習を市町村などと連携して地域展開する。

- ・ 地球温暖化対策の普及啓発
- ・ 学校から保護者へ、地域へと広がる CO₂ 削減実践活動の普及促進
- ・ 気軽に楽しく体験できる環境学習の場の提供 など

《国際協力の推進》

環境科学国際センターを中心に、地球温暖化対策など環境分野における国際貢献を推進する。

- ・ アジア諸国への技術支援
- ・ 海外研究機関との研究交流
- ・ 海外からの研修員受入れ など

第7章 二酸化炭素以外の温室効果ガス

メタンなど6種類の温室効果ガスについて、排出の現状や対策等を示す。

第8章 地球温暖化への適応策

温暖化の原因となる温室効果ガスの濃度を下げる「緩和策」とともに、温暖化対策の車の両輪として温暖化の影響に適切に対応する「適応策」に積極的に取り組むことが必要となっている。

この温暖化への適応策について、温暖化影響に対する既存施策等を整理するとともに、今後は、温暖化影響予測に幅があることを考慮しつつ、温暖化影響のモニタリング結果や影響予測をもとに順応的に適応策を進めていく。

第9章 施策の推進に当たって

環境科学国際センターを中心に、本県における地球温暖化に関する影響予測やその対応等について、専門的な見地から研究を進める。

また、事業者、県民、環境保全活動団体、行政の各主体の責任と役割を示すとともに、各主体の緊密な連携により、地域総ぐるみで本計画を推進していく